

第4期 特定健康診査等実施計画書

令和6年度から令和11年度まで

日本自動車部品工業健康保険組合

はじめに

当計画は、特定健康診査並びに特定保健指導に関する基本的事項とその成果に係る目標に関する基本的事項について「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき 40 歳以上の被保険者と被扶養者を対象に 6 年を 1 期として下記のとおり定める。

基本的な考え方

不適切な食生活や運動不足などの不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症などの生活習慣病を招き、高齢化の急速な進展と相俟って死亡原因の 6 割を占め、また医療費を占める生活習慣病の割合も国民医療費の約 3 分の 1 であり、生活習慣病対策が急務となっている。

このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事など生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病などの発症リスク低減を図ることが可能となる。

当計画は、特定保健指導の対象者が自らの健康状態を自覚し、健全な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生活習慣の改善に係る自主的な取り組みを通じて生活習慣病を予防することを目的とする。

目次

| | |
|-------------|-------|
| 1.目的 | 2 ページ |
| 2.対象者数 | 2 ページ |
| 3.実施方法 | 3 ページ |
| 4.個人情報保護 | 3 ページ |
| 5.計画の公表・周知 | 4 ページ |
| 6.計画の評価・見直し | 4 ページ |
| 7.その他 | 4 ページ |

1.目的

第4期特定健康診査等実施計画終了時における特定健康診査及び特定保健指導の実施率は以下の数値を目標とする。

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 特定健康診査 | 78% | 80% | 81% | 83% | 84% | 85% |
| 特定保健指導 | 10% | 14% | 18% | 22% | 26% | 30% |

2.対象者数

・特定健康診査

| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 被 保 険 者 | 対象者(人) | 24,200 | 24,200 | 24,200 | 24,200 | 24,200 | 24,200 |
| | 目標実施率(%) | 89.5 | 91.0 | 91.3 | 92.8 | 93.1 | 93.4 |
| | 目標実施者(人) | 21,660 | 22,028 | 22,096 | 22,464 | 22,532 | 22,600 |
| 被 扶 養 者 | 対象者(人) | 5,800 | 5,800 | 5,800 | 5,800 | 5,800 | 5,800 |
| | 目標実施率(%) | 30 | 34 | 38 | 42 | 46 | 50 |
| | 目標実施者(人) | 1,740 | 1,972 | 2,204 | 2,436 | 2,668 | 2,900 |
| 合 計 | 対象者(人) | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 |
| | 目標実施率(%) | 78 | 80 | 81 | 83 | 84 | 85 |
| | 目標実施者(人) | 23,400 | 24,000 | 24,300 | 24,900 | 25,200 | 25,500 |

・特定保健指導(動機付け支援・積極的支援)

| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 動 機 付 | 対象者(人) | 1,989 | 2,040 | 2,066 | 2,117 | 2,142 | 2,168 |
| | 目標実施率(%) | 10 | 14 | 18 | 22 | 26 | 30 |
| | 目標実施者(人) | 199 | 286 | 373 | 467 | 558 | 652 |
| 積 極 的 | 対象者(人) | 3,322 | 3,408 | 3,451 | 3,536 | 3,578 | 3,621 |
| | 目標実施率(%) | 10 | 14 | 18 | 22 | 26 | 30 |
| | 目標実施者(人) | 332 | 477 | 620 | 777 | 929 | 1,085 |
| 合 計 | 対象者(人) | 5,311 | 5,448 | 5,517 | 5,653 | 5,720 | 5,789 |
| | 目標実施率(%) | 10 | 14 | 18 | 22 | 26 | 30 |
| | 目標実施者(人) | 531 | 763 | 993 | 1,244 | 1,487 | 1,737 |

・メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率

平成20年度と比較して特定保健指導対象者を25%以上減少

3.実施方法

・実施場所

特定健康診査は、東振協契約の健診機関又は個別契約（同検査項目含む人間ドック等の契約）機関内。

特定保健指導は、東振協契約の健診機関又は個別契約機関内。

・実施項目

特定健康診査は、40歳以上の加入者に対する法令の実施項目。

なお、医師の判断によって追加的に実施する詳細な健診項目も含む。

特定保健指導は、法令で定めている実施要件に沿って実施する。

・実施期間

当年4月1日から翌年3月31日まで。

・外部委託方法

特定健康診査は、東振協契約の集合契約又はその他の個別契約。

特定保健指導は、東振協契約の集合契約又はその他の個別契約。

・周知・案内方法

加入者に対しては、機関誌とホームページに特定健康診査受健に係る受診カードの申請方法、検査項目、特定保健指導の内容を周知。

特定保健指導対象者に対しては、指導対象者一覧、指導申込方法の案内、申込用紙を事業所あてに郵送。

・健診データ収集方法

東振協又は直接契約の健診実施機関よりデータ受理。

4.個人情報保護

特定健康診査等の実施にあたっては、日本自動車部品工業健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

健診実施によって得た帳票・電子媒体については、当健康保険組合事務所

内の施錠可能な場所で保管し、5年を経過したものについては、帳票は溶解処理、電子媒体は物理的破壊処理を行う。

帳票・電子媒体の取り扱いは、医療施設課の健診業務を行う職員に制限する。

5.計画の公表・周知

ホームページにて公表および周知をする。

6.計画の評価・見直し

見直しが必要な場合は、理事会及び組合会で諮ったうえ決定する。
また、厚生労働省による制度の見直しがある場合はそれに準ずる。

7.その他

第3期の特定健康診査と特定保健指導の最終目標率は、健康診査が85%、指導が30%である。しかしながら、令和4年度終了時点で健康診査が71%指導が7%の結果と大きな乖離がある。

要因は、健康診査では被扶養者の実施率が低く、保健指導では未実施者と指導期間中の中断者が一定数いることが原因と考える。

・被扶養者の健康診査について

被扶養者がパート先などで実施する健康診査の結果表を当健康保険組合に提出することで、実施率向上を目指す。

・特定保健指導未実施者と中断者について

指導未実施者の対応については、引き続き事業主へ協力依頼を継続する。特定保健指導期間中の途中中断者が判明した際、該当者が属する事業所へ事業主宛と該当者宛に指導再開の通知を発出している。

今後、該当者の指導再開の有無を確認し、再開できていない状態であれば原因を聞き取り、当健康保険組合から事業主に協力依頼する等有用な提案を模索し途中中断者による未完了者を減少させたい。